



あ国運協発第4号
令和5年1月24日

あきる野市長 中嶋 博幸 様

あきる野市国民健康保険運営協議会
会 長 中村 一広

あきる野市国民健康保険税について（答申）

令和4年12月13日付け、あ市保発第266号をもって諮問のあった令和5年度あきる野市国民健康保険税の税率改定について、本運営協議会において審議した結果、下記のとおり答申する。

記

本運営協議会の審議においては、1人当たりの医療費が増加する中、税率の引上げはやむを得ないとの意見があった一方、国民健康保険の財政状況が厳しい状況にあることは理解できるが、物価高の中で、2年連続しての保険税の引上げは、被保険者の多くを占める年金生活者や無収入の方の負担を増やし、生活を圧迫しかねないため到底賛成できないとの意見や国民健康保険税の引上げ幅を最小限となるような対応が望まれるなどの意見があった。また、一般会計からの法定外繰入金については、国保加入者と加入者以外の負担の公平性を保つためにも、国が求める国保財政健全化計画を推進することや医療費の削減については、医療の現場における根本的な改正、さらには医療を提供する側の意識改革が必要であるとの意見があった。

審議の結果、医療費の伸びに伴い、令和5年度の国民健康保険事業費納付金の増額が東京都から示された状況において、国民健康保険税の税率を引き上げる改正はやむを得ないものとする。ただし、来年度以降、被保険者の減少、医療費の増大が容易に想像できる状況下において、不足する財源を国民健康保険税の引上げだけに求めるのではなく、一般会計からの法定外繰入金の増額も含めた施策を切に希望する。さらに、国や東京都に対し財政負担の増加や国民健康保険制度の安定した運営に対する要望を引き続き実施していただきたい。

1 実施時期

令和5年4月1日

2 運営協議会での主な審議内容

- (1) あきる野市の令和5年度国保事業費納付金は26億9,762万9千円で、前年度に比べ額で8,210万6千円、率で3.1%の増加となった。これにより、令和5年度国民健康保険特別会計では7億1,233万4千円の財源不足が見込まれる。
- (2) 財源不足を解消するため、国民健康保険基金から1億3,000万円を繰入れ、また、一般会計からの法定外繰入金として、前年度と同額の4億8,200万円を繰入れることとするが、1億33万4千円の財源不足が残るため、これを国民健康保険税の税率を引上げることで賄いたい。
- (3) 国民健康保険税の改正後の税率は、

(基礎課税額)	所得割 5.79%、均等割 30,000 円
(後期高齢者支援金等課税額)	所得割 2.08%、均等割 11,400 円
(介護納付金課税額)	所得割 1.97%、均等割 13,500 円とする。
- (4) 今後も、1人当たり医療費は増加傾向が見込まれており、令和6年度以降も令和5年度並みの予算規模となれば、活用できる基金は5千万円ほどとなり、財源の補填を国民健康保険税の増額で賄うほかはなくなること。
- (5) 法定外繰入金については、東京都が全国の中でも最も多く、その解消に当たり、早期解消や設定年月の短縮などが求められている。このため、令和5年度以降も、一般会計の状況により減額を要する可能性があること。
- (6) 標準保険料率との乖離が続けば、将来的に税が統一化されたときの負担感が大きなものになること。
- (7) 前年度に比べ、1人当たりの納付金については7.32%の増加、1人当たりの保険税額については7.67%の増加となっている。1人当たりの医療費についても同様に増加しており、この増加に対応する分の税は増額を要すること。

3 運営協議会での主な意見（要旨）

- (1) 市の財政も厳しく、他市の状況も見て、今回の提案された数字で仕方がないと思う。
- (2) 共済保険と厚生年金が合体しているみたいに、国保も合体して行くという

方向を国として示して行かないとどうしようもないということは言えるのではないか。

- (3) 日本は、全国民が被保険者であって、健康な国だと世界の人にはアピールして、それが一つの大きな旗印になっているはず。維持して行くには国が負担していくということを明確に打ち出して行ってほしい。
- (4) 保険料の上昇を抑えるには、やはり、医療費を削減するしかない。全国的な規模で、医療の現場での根本的な削減を提案しなければ、医療費の削減は難しいと考えている。
- (5) 値上げはしないで欲しいと言ったところだが、財政的には厳しいと指摘されている。しかしながら、やはり2年引き続きでの値上げはいかがなものかと考える。
- (6) 70歳夫婦のみの世帯の税率については、もう少し上げてもいい。その分を若い世代や現役世代の負担を下げるという方向に使ってほしい。
- (7) 今回、6.6%になったけれども、仮係数時の9.7%よりもっと高くならなくて良かったと安堵している。これから被保険者が減り医療費が上がり、令和6年度のみならず、その後に至ってはさらに厳しい状況が予想できる。保険者が東京都から国に変わる等、色々な制度を踏まえて総合的にどうしたら健康保険が破綻しない案があるのかを考えていかななくてはならない。
- (8) もともと国保は、国が全ての医療費等を支援していたにも関わらず、国のほうは負担をどんどん減らしている。市の財政健全化を進めるには、国の財政負担を増やしていくしかない。
- (9) 社会保障とは国や市が全体で保障していかななくてはならないものであるわけだから、その点を配慮した上でのやり方をしていかななくてはならない。
- (10) 一般会計からの繰入に関しては、被用者保険の立場からも問題があると感じている。それを計画的に解消するために健全化計画があると認識しており、計画的な進捗が望まれる。
- (11) 団塊の世代の75歳への移行、社会保険の適用拡大、年金生活者や低所得の被保険者ばかりが残り負担が増大する。その意味でも都からの繰入を増やすべき。都にも本運営協議会としても意見をもっと上げて行ってほしい。
- (12) 保険者としての役割とは保険料の負担と給付のバランスを取っていくことと考え、切磋琢磨して保険料率を下げる努力をしている。皆さんに健康になってもらう、回り回って給付費が下がり保険料率が下がる。健康へのリテラ

シーを広げていきたい。

- (13) 健診、保健指導や上手な医療のかかり方など、医療費の抑制、医療資源の効率的な利用について、啓発していくことが必要と考える。
- (14) 無駄な薬を使わないように提案している。個人の家庭に訪問したり、残薬調査をしてドクターと調整をしたり、これからも、現場として医療費を減らすことへの協力をしていきたい。